

大熊町災害廃棄物処理計画

資料編

令和5年3月

大熊町

目次

1	関係機関連絡先	1
1-1	県内市町村担当部署	1
1-2	一部事務組合	3
1-3	一般廃棄物処理施設	4
1-4	一般廃棄物最終処分場	5
1-5	し尿処理施設.....	6
2	関係機関との協定	7
2-1	災害時の情報交換に関する協定	7
2-2	災害時における相互応援協定	9
2-3	消防相互応援協定書	11
2-4	全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定.....	13
2-5	原子力発電所に関する通報連絡要綱	16
2-6	全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱職員の派遣.....	21
2-7	東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定.....	23
2-8	福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定	27
2-9	大熊町と株式会社東京エネシスとの避難所指定に関する協定.....	32
2-10	大熊町と東京パワーテクノロジー株式会社との避難所指定に関する協定.....	34
2-11	大熊町内郵便局・大熊町災害時相互協力覚書	36

1 関係機関連絡先

1-1 県内市町村担当部署

市町村	担当部署	住所	連絡先
福島市	ごみ減量推進課	福島市五老内町 3-1	024-525-3744
伊達市	生活環境課	伊達市保原町字舟橋 180 中央棟 3 階	024-575-1228
桑折町	生活環境課	伊達郡桑折町大字谷地字道下 22 番 7	024-582-2123
国見町	住民防災課	伊達郡国見町大字藤田字一丁田二 1 番 7	024-585-2116
川俣町	町民税務課	伊達郡川俣町字五百田 30	024-566-2111
二本松市	生活環境課	二本松市金色 403-1	0243-55-5103
大玉村	環境保全課	安達郡大玉村玉井字星内 70	0243-24-8146
本宮市	生活環境課	本宮市本宮字万世 212	0243-24-5362
郡山市	3R推進課	郡山市朝日 1 丁目 23 番 7	024-924-2181
須賀川市	環境課	須賀川市八幡町 135	0248-88-9129
鏡石町	健康環境課	鏡石町中央 59 町勤労青少年ホーム内	0248-62-2115
天栄村	住民福祉課	岩瀬郡天栄村大字下松本字原畑 78	0248-82-2119
石川町	防災環境課	石川郡石川町字長久保 185 番地の 4	0247-26-9122
玉川村	住民税務課	石川郡玉川村大字小高字中畷 9	0247-57-4624
平田村	住民課	石川郡平田村大字永田字切田 116	0247-55-3112
浅川町	住民課	石川郡浅川町大字浅川字背戸谷地 112 番 15	0247-36-4124
古殿町	地域整備課	石川郡古殿町大字松川字新桑原 31	0247-53-4615
田村市	生活環境課	田村市船引町船引字畑添 76 番 2	0247-81-2272
三春町	住民課	田村郡三春町字大町 1 番-2	0247-62-2147
小野町	町民生活課	田村郡小野町大字小野新町字館廻 92	0247-72-6933
白河市	環境保全課	白河市八幡小路 7 番 1	0248-22-1111
西郷村	環境保全課	西白河郡西郷村大字熊倉字折口原 40	0248-25-2197
泉崎村	住民福祉課	西白河郡泉崎村大字泉崎字八丸 145	0248-53-2112
中島村	住民生活課	西白河郡中島村大字滑津字中島西 11 番 1	0248-52-2112
矢吹町	まちづくり推進課	西白河郡矢吹町一本木 101	0248-42-2112
棚倉町	住民課	東白川郡棚倉町大字棚倉字中居野 33	0247-33-2116
矢祭町	町民福祉課	東白川郡矢祭町大字東館字館本 66	0247-46-4574
塙町	生活環境課	東白川郡塙町大字塙字大町 3 丁目 21	0247-43-2148
鮫川村	地域整備課	東白川郡鮫川村大字赤坂中野字新宿 39 番 5	0247-49-3114
会津若松市	廃棄物対策課	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2	0242-27-3961
磐梯町	町民課	耶麻郡磐梯町大字磐梯字中ノ橋 1855	0242-74-1215

市町村	担当部署	住所	連絡先
猪苗代町	町民生活課	耶麻郡猪苗代町字城南 100	0242-62-2114
会津坂下町	生活課	河沼郡会津坂下町字市中三番甲 3662	0242-84-1500
湯川村	住民課	河沼郡湯川村大字清水田字長瀬 18	0241-27-3110
柳津町	町民課	河沼郡柳津町大字柳津字下平乙 234	0241-42-2118
三島町	町民課	大沼郡三島町大字宮下字宮下 350	0241-48-5555
金山町	保健福祉課	大沼郡金山町大字川口字谷地 393	0241-54-5135
昭和村	保健福祉課	大沼郡昭和村下中津川字中島 652	0241-57-2111
会津美里町	町民税務課	福島県大沼郡会津美里町字新布才地 1	0242-55-1166
喜多方市	市民生活課	喜多方市字御清水東 7244 番 2	0241-24-5285
北塩原村	住民課	耶麻郡北塩原村大字北山字姥ヶ作 3151	0241-23-3113
西会津町	町民税務課	耶麻郡西会津町野沢字下小屋上乙 3308	0241-45-2215
下郷町	町民課	南会津郡下郷町大字塩生字大石 1000	0241-69-1133
南会津町	環境水道課	南会津郡南会津町田島字後原甲 3531-1	0241-62-6140
只見町	町民生活課	南会津郡只見町大字只見字雨堤 1039	0241-82-5100
檜枝岐村	住民課	南会津郡檜枝岐村字下原 880	0241-75-2502
南相馬市	生活環境課	南相馬市原町区本町二丁目 27	0244-24-5240
飯館村	住民課	相馬郡飯館村伊丹沢字伊丹沢 580 番 1	0244-42-1618
相馬市	生活環境課	相馬市中村字北町 63 番 3	0244-37-2143
新地町	町民課	相馬郡新地町谷地小屋字桶掛田 30	0244-62-2116
広野町	環境防災課	双葉郡広野町大字下北迫字苗代替 35	0240-27-2114
檜葉町	くらし安全対策課	双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂 5-6	0240-23-6109
富岡町	生活環境課	双葉郡富岡町大字本岡字王 622-1	0240-22-2111
川内村	住民課	双葉郡川内村大字上川内字早渡 11-24	0240-38-2113
双葉町 (いわき事務所)	住民生活課	いわき市東田町 2 丁目 19-4	0246-84-5200
浪江町	住民課	双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田 7-2	0240-34-0228
葛尾村	住民生活課	双葉郡葛尾村大字落合字落合 16	0240-29-2112
いわき市	ごみ減量推進課	いわき市平字梅本 21	0246-22-7559

1-2 一部事務組合

一部事務組合	所在地	連絡先
伊達地方衛生処理組合	伊達市保原町字西新田 1-1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
須賀川地方保健環境組合	須賀川市森宿字ピワノ首 43-1	0248-73-4515
石川地方生活環境施設組合	石川郡石川町大字沢井川井 255	0247-26-2784
白河地方広域市町村圏整備組	白河市亀石 1	0248-28-3558
東白衛生組合	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378
喜多方地方広域市町村圏組合	喜多方市関柴町上高額字割田4番地1	0241-22-3426
会津若松地方広域市町村圏整備組合	会津若松市中央 3-10-12	0242-24-6311
南会津地方環境衛生組合	南会津郡下郷町大字落合字下川原 138-1	0241-67-3820
相馬方部衛生組合	相馬市中村字北町 63-3	0244-35-4124
双葉地方広域市町村圏組合	双葉郡富岡町小浜 553-1	0240-22-3333

1-3 一般廃棄物処理施設

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	あらかわクリーンセンター	福島市仁井田字北原 1-1	024-545-4363
福島市	あぶくまクリーンセンター	福島市渡利梅ノ木畑1-1	024-531-6662
伊達地方衛生処理組合	清掃センターごみ焼却施設	伊達市保原町西新田1番1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	もとみやクリーンセンター	本宮市本宮字作田 113	0243-33-5499
郡山市	富久山クリーンセンター	郡山市富久山町福原北畑1-2	024-932-3152
郡山市	河内クリーンセンター	郡山市逢瀬町河内字西午房沢 59	024-957-2761
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターごみ処理施設	須賀川市森宿字ビワノ首43-1	0248-73-4515
石川地方生活環境施設組合	石川地方ごみ焼却場	石川郡石川町大字沢井字川井 255	0247-26-2784
白河地方広域市町村圏整備組合	西白河地方クリーンセンター	白河市亀石 1	0248-28-3558
東白衛生組合	東白衛生組合東白クリーンセンターごみ処理施設	東白川郡塙町大字上渋井字岩下 18-7	0247-43-0378
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター山都工場	喜多方市山都町小舟寺二ノ坂山 2619-1	0241-38-3005
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターごみ焼却処理施設	会津若松市神指町大字南四合字オノ神 494 番地 3	0242-27-9004
南会津地方環境衛生組合	東部クリーンセンター	南会津郡下郷町大字落合字下川原 138-1	0241-67-3820
南会津地方環境衛生組合	西部クリーンセンター	南会津郡南会津町山口字下荒 2172-9	0241-72-2895
相馬方部衛生組合	光陽クリーンセンター	相馬市光陽 3-2-17	0244-35-5637
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
双葉地方広域市町村圏組合	北部衛生センター	双葉郡浪江町大字室原於喜津 4-1	0240-22-3333
双葉地方広域市町村圏組合	南部衛生センター	双葉郡楢葉町大字上繁岡字山神 160-2	0240-25-4609
いわき市	南部清掃センター	いわき市泉町下川境ノ町 63-1	0246-56-7963
いわき市	北部清掃センター	いわき市平上片寄大平 23	0246-34-2301

1-4 一般廃棄物最終処分場

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	福島市金沢第二埋立処分場	福島市松川町金沢字水ヶ作地内	
伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合一般廃棄物埋立処分場施設	伊達市保原町西新田 1-1	024-582-2051
安達地方広域行政組合	東和クリーンヒル	二本松市太田字寺沢 61番地	0243-61-7777
郡山市	郡山市河内埋立処分場第2期	郡山市逢瀬町河内伏丑 40-1	024-957-2765
郡山市	郡山市河内埋立処分場第3期	郡山市逢瀬町河内伏丑 40-1	024-957-2765
田村市	田村市船引一般廃棄物最終処分場	県田村市船引町大倉字後田 40	0247-77-4525
三春町	三春町沼之倉第2埋立地	田村郡三春町沼之倉 60-1	0247-62-6123
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(2期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
須賀川地方保健環境組合	森宿一般廃棄物最終処分場(1期)	須賀川市森宿字向日向	0248-73-4515
石川地方生活環境施設組合	きららクリーンセンター	石川郡石川町大字山形大下 510	0247-26-7500
東白衛生組合	東白クリーンセンター一般廃棄物最終処分場(第2期)	東白川郡塙町常世北野塩沢 60	0247-57-8691
白河地方広域市町村圏整備組合	西郷埋立処分場	西白河郡西郷村羽太弥六林	0248-28-3558
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センター沼平第2最終処分場	耶麻郡磐梯町大字更科字沼平 1442-43	0242-62-3955
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター羽山最終処分場	喜多方市慶徳町新宮羽山 2952-68	0241-24-3531
相馬市	相馬市一般廃棄物埋立処分場	相馬市磯部四方柴 741-17	0244-33-5365
南相馬市	クリーン原町センター	南相馬市原町区上北高平東高松 37-1	0244-24-0063
新地町	新地町一般廃棄物最終処分場	相馬郡新地町大字福田北原 154-4	0244-62-5300
飯舘村	飯舘村一般廃棄物最終処分場	相馬郡飯舘村小宮沼平 560	
双葉地方広域市町村圏組合	クリーンセンターふたば	双葉郡大熊町大字小入野東大和久 183-3	0240-32-6170
いわき市	クインピーの丘	いわき市山田町家ノ前 31	0246-63-6216
いわき市	クインピーの森	いわき市渡辺町中釜戸字大石沢 24-1	0246-56-7512

1-5 し尿処理施設

市町村・一部事務組合	施設名称	所在地	連絡先
福島市	福島市衛生処理場	福島市堀河町 9-20	024-535-1807
川俣方部衛生処理組合	川俣方部衛生処理場	伊達郡川俣町飯坂下戸山 9-4	024-565-2720
伊達地方衛生処理組合	伊達地方衛生処理組合汚泥再生処理センター	伊達郡桑折町伊達崎字舟場東 1-1	024-575-2371
安達地方広域行政組合	あだたら環境共生センター	二本松市上竹二丁目 172	0243-22-0958
郡山市	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第一処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
郡山市	郡山市富久山クリーンセンター衛生処理センター第二処理施設	郡山市富久山町福原北畑 1-2	024-932-3152
須賀川地方保健環境組合	須賀川地方衛生センターし尿処理施設	須賀川市森宿字ビワノ首 43-1	0248-73-4515
石川地方生活環境施設組合	石川地方し尿処理場		
白河地方広域	市町村圏整備組合白河地方清掃センター	白河市大牛埦 41	0248-23-2750
東白衛生組合	東白クリーンセンターし尿処理施設	東白川郡塙町上渋井岩下 18-7	0247-43-0378
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターし尿第 2 処理施設	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-27-9004
会津若松地方広域市町村圏整備組合	環境センターし尿第 1 処理施設	会津若松市神指町大字南四合字深川西 292-2	0242-27-9004
喜多方地方広域市町村圏組合	環境センター塩川工場	喜多方市塩川町会知大川原 2160	0241-27-3285
南会津地方環境衛生組合	東部衛生センター	南会津郡下郷町大字落合字上下川原 90	0241-67-3414
南会津地方環境衛生組合	西部衛生センター	南会津郡南会津町山口字下荒町 2172-14	0241-72-2813
南相馬市	雫浄化センター	南相馬市原町区雫権現下 440	0244-24-0517
相馬方部衛生組合	相馬方部衛生組合衛生センター	相馬市光陽 4-2-1	0244-36-8555
双葉地方広域市町村圏組合	双葉環境センター	双葉郡富岡町小浜 301	0240-22-3330
いわき市	中部衛生センター	常磐藤原町滝沢 37-1	0246-43-3877
いわき市	南部衛生センター	錦町須賀 8-139	0246-65-3322

2 関係機関との協定

2-1 災害時の情報交換に関する協定

資料 2-2 国土交通省との情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長（以下「甲」という。）と、大熊町長（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 大熊町内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 大熊町災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般災害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（災害対策現地情報連絡員（リエゾン）の受入れ）

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

（平素の協力）

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整理に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成26年11月7日

甲 仙台市青葉区二口町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長 縄田 正

乙 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634番地
大熊町長 渡辺 利綱

2-2 災害時における相互応援協定

資料2-3 いわき市・双葉郡内市町村による応援協定

災害時における相互応援協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条の規定に基づき、いわき市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村（以下「関係市町村」という。）の区域において災害が発生した場合に、被災した市町村長からの要請に応え、応急対策及び復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について次のとおり定める。

(応援の種類等)

第2条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧活動等に必要な職員の派遣
- (5) ボランティアの斡旋
- (6) 児童生徒の受入れ
- (7) 被災者に対する住宅の斡旋
- (8) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援の手続)

第3条 災害の発生により関係市町村の応援が必要であるときは、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により応援の要請ができるものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援の要請を受けた関係市町村は、当該応援の要請に応ずるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要した経費は原則として、応援を要請した関係市町村が負担するものとする。

2 応援を要請した関係市町村が、前項に規定する経費を直ちに支出することが困難である旨の申し出を行った場合には、応援を要請された関係市町村は、当該経費を一時支弁するものとする。

(連絡責任者)

第6条 第2条に掲げる応援の要請に関する事項の確実かつ円滑な連絡を図るため、関係市町村に連絡責任者をおく。

2 連絡責任者は、関係市町村の消防防災事務を担当する課長とする。

(災害対策連絡会議の設置)

第7条 関係市町村は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制の確立を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、定期的及び必要に応じて随時開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するほか、地域防災計画その他参考資料を相互に提供するものとする。

(他の協定との関係)

第8条 この協定は、他の市町村等の相互応援に関する協定及び消防の相互応援に関する協定を排除するものではない。

(雑則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、関係市町村が協議して別に定める。

この協定を証するため、この協定書を9通作成し、関係市町村長がそれぞれ署名押印のうえ、各1通を保有する。

平成11年3月25日

記名押印〔略〕

2-3 消防相互応援協定書

資料 2-4 双葉郡内の消防相互応援協定

消防相互応援協定書

(協定の目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、双葉郡内町村の長が消防相互応援に関し次のとおり協定し、火災その他の災害が発生した場合において、双葉郡内町村相互の消防力を活用して、災害における被害軽減を図ることを目的とする。

(出動部隊の区分)

第2条 この協定により出動する消防隊は双葉郡内町村消防団とする。

(応援の種別)

第3条 災害が発生した場合の相互応援は、次に掲げる区分によって出動させるものとする。

(1) 普通応援

双葉郡内町村間に隣接する地域に発生した災害を覚知した場合に当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請を待たずに出動する応援。

(2) 特別応援

双葉郡内町村のいずれかの区域内に大規模若しくは特殊な災害が発生し、又は前号の普通応援以外の応援を特に必要とする災害が発生した場合において、当該災害発生地の町村長又は消防団長の要請により出動する応援。

(応援要請の方法)

第4条 応援の要請は、災害発生地の町村長又は消防団長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援側の町村長又は消防団長に対し行うものとする。

(1) 災害の種別

(2) 災害発生場所

(3) 所要人員及び機械器具、消火薬剤等の種別、員数

(4) 応援隊受領場所

(5) その他必要事項

(応援部隊)

第5条 応援に出動する隊数は、普通応援については1隊、特別応援については原則として要請された隊数とする。

(指揮系統)

第6条 応援出動した部隊は、応援を受ける側の現場の最高指揮者の指揮に従うものとし、その

指揮は、応援部隊の長に対して行うものとする。

(活動等の報告)

第7条 応援出動した部隊の長は、現場到着及び引揚げの時刻並びに防災活動の状況を応援を受けた側の現場の最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第8条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めるものを除くほか、次に定めるところによる。

- (1) 応援に要した経常経費及び軽微な機器の破損等の修理に要した経費は応援した側の負担とし、要請により特に調達した機器、資材等に係る経費は金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (2) 応援活動が長時間に涉つたために補給した燃料、機器、資材及び食料等に係る経費は、金員又は現物により応援を受けた側が負担する。
- (3) 応援活動中に発生した重大な機器の破損等の修理に要した経費は、その都度協議の上、決定する。
- (4) 応援団員が応援業務により負傷若しくは病気にかかり又は死亡した場合における災害補償は、応援した側の負担とする。ただし、災害地において行う応急処置の経費は、応援を受けた側の負担とする。
- (5) 応援団員が応援業務活動中（応援を受ける側の現場最高指揮者の指揮下に入る前又は解散命令を受領した後に発生したものを除く。）に第三者に損害を与えた場合は、応援を受けた側がその賠償の責を負うものとする。

(協定事項の疑問に対する協議)

第9条 この協定に定める事項に疑義を生じた場合又は定めのないものは、その都度双葉郡内町村長が協議の上、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成元年7月1日から実施する。

2 この協定以前の消防相互応援協定書は、廃止する。

この協定を証するため本書8通を作成し、協定者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成元年6月29日

記名押印〔略〕

資料 2-5 全国報徳研究市町村協議会の応援協定

全国報徳研究市町村協議会における災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、全国報徳研究市町村協議会に加盟する北海道中川郡豊頃町、福島県相馬市、福島県南相馬市、福島県双葉郡大熊町、福島県双葉郡浪江町、福島県相馬郡飯館村、茨城県筑西市、茨城県桜川市、栃木県日光市、栃木県真岡市、栃木県那須烏山市、栃木県芳賀郡茂木町、神奈川県小田原市、神奈川県秦野市、静岡県掛川市、静岡県御殿場市、三重県多気郡大台町（以下「協定自治体」という。）との間に次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、協定自治体の区域内において災害が発生した場合において、報徳思想に学ぶ協定自治体が相互に応援し災害時における応急措置等を出発に遂行するため、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号及び同法第67条第1項の規定に基づき、相互応援に関し、必要な事項について定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は次のとおりとする。

- （1）救助及び応急復旧に必要な職員の派遣並びに車両等の提供
- （2）食料、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- （3）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- （4）被災者の一時収容のための施設の提供
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 応援要請をするときは、次の事項を明らかにして、文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被害の状況
- （2）前条第1号に掲げるものの人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
- （3）前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、規格、数量等
- （4）応援の期間
- （5）応援の場所及び経路
- （6）前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第4条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

(応援経費の負担)

- 第5条 応援に要した経費は、応援要請をした自治体（以下「要請自治体」という。）の負担とする。
- 2 要請自治体が前項に規定する経費を支弁する暇がなく、かつ、要請自治体から要請があった場合は、応援要請を受けた自治体（以下「応援自治体」という。）は、当該経費を一時繰替え支弁するものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災地の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるときは、応援に要した経費の負担について、応援自治体と要請自治体の間で協議をすることができるものとする。

(応援の自主出動)

- 第6条 災害が発生し、連絡が取れない場合で、応援を行おうとする自治体が必要と認めるときは、職員を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うことができるものとする。
- 2 前項の応援に要した経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする自治体の負担とする。

(災害補償等)

- 第7条 応援活動に従事した職員が、その活動により死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援自治体が負担するものとする。
- 2 応援活動に従事した職員が、業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が要請時自体への往復途上に生じたものを除き、要請職員がその賠償の責めを負うものとする。

(応援のために派遣された人員の指揮)

- 第8条 応援のために派遣された人員は、要請自治体の長の指揮下に活動するものとする。

(連絡担当部局)

- 第9条 協定自治体は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、あらかじめ連絡担当部局を定め、相互に明らかにしておくものとする。

(統括自治体)

- 第10条 協定の運用に係る事務は、その事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）において処理する。
- 2 統括自治体は、当該年度の全国報徳サミットを開催する自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

- 第11条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。
- (1) 第9条に定める連絡担当部局の名簿調製
- (2) 第14条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務

に関する事務

(3) 協定自治体間の情報伝達

(統括自治体の代行)

第12条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、前年度の全国報徳サミットを開催した自治体はその事務を代行するものとする。

(加入及び脱退)

第13条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、統括自治体に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が事項に定める書面の受理を持って成立するものとする。

(その他)

第14条 この協定の解釈について疑義が生じたとき、又は定めのない事項で、特に必要が生じたときは、その都度、協定自治体で協議のうえ決定するものとする。

(効力発生の日)

第15条 この協定は、協定締結の日からその効力を生ずる。

この協定締結の証として、本協定書17通を作成し、協定自治体記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年11月28日

記名押印〔略〕

資料 2-6 原子力発電所に関する通報連絡要綱

原子力発電所に関する通報連絡要綱

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第一立地協定」という。）、東京電力株式会社福島第二原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「福島第二立地協定」という。）及び東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺市町村の安全確保に関する協定（以下「福島第一周辺協定」という。）に基づきこの要綱を定める。この要綱において甲、乙及び丙とはそれぞれ次の機関をいうものとする。

- 甲 福島県危機管理部原子力安全対策課、福島県環境創造センター環境放射線センター
- 乙 いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村
- 丙 東京電力ホールディングス株式会社福島第一原子力発電所（以下「福島第一原発」という。）
東京電力ホールディングス株式会社福島第二原子力発電所（以下「福島第二原発」という。）

第一 連絡事項

（定期的に連絡する事項）

- 1 丙は、甲及び乙に対し次の事項を定期的に連絡するものとする。
 - (1) 発電所の廃止措置等の進捗状況
 - (2) 発電所の定期検査の実施計画及びその実施結果
 - (3) 発電所の停止状況
 - (4) 発電所の工事計画の概要
 - (5) 放射性廃棄物の放出及び保管状況並びに放射線業務従事者の被ばく状況
 - (6) 核燃料の保管状況
 - (7) 放射性物質で汚染された廃棄物等の保管状況
 - (8) 品質保証活動の実施状況

（事前に連絡する事項）

- 2 丙は、甲及び乙に対し次の事項を事前に連絡するものとする。
 - (1) 核燃料を輸送するとき。
 - (2) 放射性固体廃棄物を敷地外に搬出するとき。
 - (3) 福島第一立地協定第3条並びに福島第二立地協定第2条の規定による事前了解及び福島第一周辺協定第3条の規定による事前説明の対象となるものを除き、原子炉等規制法に基づく（福島第一原発においては実施計画の変更に伴う）施設の変更（一部施設の廃止を含む。）をしようとするとき。
 - (4) 前号の規定による通報の対象となるものを除き、中長期ロードマップに基づく取組として、

敷地利用の変更、設備等の設置を行うとき。

(5) その他必要と認められる事項

(発生後直ちに連絡する事項)

3 内は、甲及び乙に対し次の事項を発生後直ちに連絡するものとする。

- (1) 発電所の防災業務計画に定める「警戒事態」に該当する事象が発生したとき、原子力災害対策特別措置法第 10 条第 1 項及び第 15 条第 1 項に規定する事象が発生したとき、並びに第 25 条第 1 項に規定する措置を講じたとき。
- (2) 核燃料（熔融燃料を含む。）の冷却機能（原子炉注水を含む。）が停止したとき。
- (3) 原子炉格納容器内への窒素封入設備が停止したとき。
- (4) モニタリングポストにおいて、放射線量の有意な上昇を検出したとき。
- (5) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の輸送中に事故があったとき。
- (6) 放射性物質（放射性廃棄物を含む。）の盗取又は所在不明が生じたとき。
- (7) 原子炉施設に故障があったとき。
- (8) 非常用炉心冷却装置が作動したとき。（起動信号が発信したときを含む。）

また、この場合、配管破断の有無を確認したとき。

- (9) 原子炉内で異物を発見したとき。
- (10) 放射性廃棄物の排出濃度が法令に定める濃度限度等を超えたとき。
- (11) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域外で漏えいしたとき。
- (12) 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染されたものが管理区域内で漏えいした場合において人の立入制限等の措置を講じたとき。
- (13) 放射線業務従事者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。ただし、線量当量限度以下の被ばくであっても、被ばく者に対して特別の措置を必要とするときも同様とする。
- (14) 敷地内において火災が発生したとき。
- (15) 原子炉施設に関し人の障害（放射線以外の障害であって軽微なものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- (16) 前各号のほか発電所敷地内で起きた事故であって周辺住民に不安を与えるおそれがあるとき。
- (17) その他必要と認められる事項

第二 連絡体制

(送受信者及び取扱い責任者の選任)

1 甲、乙及び丙は次によりそれぞれ送受信者及び取扱い責任者を選任し相互に通知しておくものとする。ただし、丙は、送信について送信先別に正副の通報連絡担当者を定め、甲及び乙に通知しておくものとする。

第 1 送受信者

第 2 送受信者

第 3 送受信者

取扱い責任者

(連絡方法)

2 丙が甲及び乙に連絡する方法については次のとおりとするが、発電所において震度6弱以上の地震が観測され第一第3項に規定する事項の連絡の必要がある場合、あるいは第一第3項第1号に規定する事項の連絡の必要がある場合において、通信の遮断により電話又はファックスによる連絡ができないときは、丙は衛星携帯電話等の確実に連絡がとれる通信手段を携行した連絡員を甲及び乙に派遣し必要な情報を常に甲及び乙に伝えるものとする。

ただし、地震等による被害状況により、丙が連絡員を派遣できない場合、丙は防災関係機関や報道機関への伝達要請等により情報提供を確実に行うものとする。

- (1) 第一第1項及び第2項に規定する事項については原則として文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する事項及び中間報告等については電話又はファックスで連絡するものとする。
- (2) 第一第3項に規定する事項については原則として電話又はファックスで連絡するものとするが、内容が多量又は難解であって電話又はファックスのみで十分連絡できないものについては、その後速やかに、直接又は文書をもって連絡するものとする。
- (3) 前2号の文書の宛先等は、甲は福島県危機管理部長及び福島県環境創造センター所長、乙は市町村長、丙は発電所長とする。
- (4) 電話又はファックスを補完するものとして、電子メールの運用を定めるものとする。ただし、緊急時においては、電話により直接内容を伝えるものとする。
- (5) 丙は派遣する連絡員の名簿を作成し、事前に甲及び乙に通知しておくものとする。また、甲及び乙に派遣された連絡員は、第二第1項で選任されている送受信者及び取扱い責任者に対して連絡員である旨の証明書等を提示するものとする。
- (6) 連絡の経路は、おおむね次のとおりとする。※別紙参考図参照

ア 福島第一原発に係る事項

(ア) 福島第一原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村及び福島第二原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

イ 福島第二原発に係る事項

(ア) 福島第二原発は直接次の機関に連絡する。ただし、第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項については、福島県環境創造センター環境放射線センターにも直接連絡する。

福島県危機管理部原子力安全対策課、大熊町、双葉町、楡葉町、富岡町、いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、川内村、浪江町、葛尾村、飯館村及び福島第一原発

(イ) (ア)の連絡を受けて、福島県危機管理部原子力安全対策課は第一第3項に規定する事項及び電話又はファックスで連絡する事項を除き、これを福島県環境創造センター環境放射線センターに連絡する。

(連絡送受信簿の備え付け)

3 甲、乙及び丙は、それぞれ別紙様式の連絡送受信簿を備え付け整理しておくものとする。

(通報連絡担当者会議)

4 甲は、円滑な通報連絡体制を維持するため甲、乙及び丙の通報連絡担当者からなる連絡会議を開催するものとする。

(緊急時の連絡手段の整備)

5 甲は、乙に対して原子力防災資機材を配置するなど、緊急時の連絡手段の整備に協力するものとする。

(附 則)

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

昭和 51 年 6 月 1 日一部改正

昭和 53 年 4 月 1 日一部改正

昭和 57 年 3 月 30 日一部改正

昭和 60 年 12 月 27 日一部改正

平成元年 4 月 1 日一部改正

平成 3 年 4 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 5 年 1 月 22 日から実施する。

平成 6 年 4 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 10 年 4 月 22 日から実施する。

平成 13 年 4 月 25 日一部改正

平成 14 年 4 月 1 日一部改正

平成 15 年 4 月 1 日一部改正

平成 18 年 1 月 1 日一部改正

平成 20 年 4 月 1 日一部改正

平成 22 年 8 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 24 年 7 月 26 日から実施する。

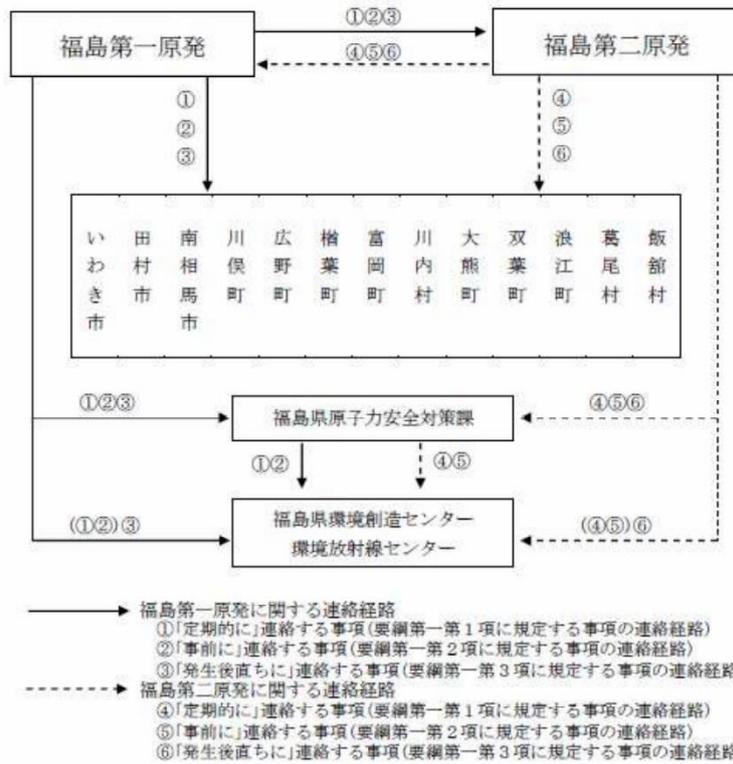
平成 27 年 4 月 1 日一部改正

平成 27 年 10 月 1 日一部改正

(附則)

この要綱は、平成 28 年 9 月 1 日から実施する。

別紙 参考図



別紙

様式1 (一般用)

原子力発電所に関する連絡送受信簿

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
(連絡内容) 件 名			

様式2 (事故・故障等発生時第一報用)

第 一 報

送信日時	年 月 日 時 分	送信者	
受信日時	年 月 日 時 分	受信者	
[件 名] [発 生 場 所] [発 生 日 時] [発 生 時 の 状 況] [放 射 能 の 影 響] [ECCS 系 の 状 況] [そ の 他 の 事 項]			

2-6 全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱職員の派遣

資料 2-7 全国原子力発電所所在市町村協議会の相互応援

全国原子力発電所所在市町村協議会災害相互応援に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、全国原子力発電所所在市町村協議会の会員(準会員を含む。)である市町村において、大規模な災害が発生し、被災した会員市町村(以下「被災会員市町村」という。)のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合における会員市町村の相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(災害応援市町村)

第 2 条 災害応援市町村は、この要綱の趣旨に賛同した別表に掲げる会員市町村(以下「応援会員市町村」という。)とする。

(連絡担当部局)

第 3 条 会員市町村は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定めるものとする。

(連絡)

第 4 条 被災会員市町村は、災害が発生したときは、速やかに事務局に連絡するものとする。

2 事務局は、前項の連絡を受けたときは、速やかに会員市町村へ周知するものとする。

(応援の種類)

第 5 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1)食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2)救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3)被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4)救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5)ボランティアのあっせん
- (6)前各号に定めるもののほか、被災会員市町村が特に必要と認めるもの

(応援要請の手続)

第 6 条 応援を受けようとする被災会員市町村は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項に記載した文書(別記様式 1)を事務局に提出するものとする。

- (1)被害の状況
- (2)前条第 1 号から第 3 号までの応援に要する品名、規格、数量等
- (3)前条第 4 号に掲げる職員の事務職、医療職、技術職、技能職の職種別及び人員
- (4)応援を受ける場所及びその経路
- (5)応援を受ける期間
- (6)前各号に掲げるもののほか、応援要請に必要な事項

(応援体制)

第 7 条 事務局は、被災会員市町村から応援の要請を受けたときは、役員市町村と協力し、要

請の内容に応じ、次の各号に掲げる災害の応援体制を当該各号に定める会員市町村をもって組織するものとする。

(1) 第1次体制別に定めるブロック別都道府県内の会員市町村

(2) 第2次体制全会員市町村

(実施)

第8条 事務局から応援を要請された会員市町村は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

2 応援要請を受けなかった会員市町村は、被災会員市町村と連絡をとり、適宜必要な応援をすることができるものとする。

(緊急応援活動の実施)

第9条 会員市町村は、他の会員市町村において災害が発生した場合で、緊急の応援活動が必要であると判断したときは、第7条の規定にかかわらず、緊急応援活動を実施できるものとする。

(経費の負担)

第10条 職員の派遣に要する経費及び救援物資の調達その他の応援に要する経費は、原則として被災会員市町村が負担するものとする。

(災害補償等)

第11条 第5条第4号の規定により派遣された職員(次項において「派遣職員」という。)に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)に定めるところによる。

2 派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災会員市町村が、被災会員市町村への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う会員市町村が賠償の責めを負うものとする。

(資料等情報の交換)

第12条 会員市町村は、この要綱に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、情報交換を行うものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、災害相互応援の実施に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成18年5月12日から施行する。

別表(第2条関係)

泊村 大間町 東通村 女川町 石巻市 南相馬市 浪江町 双葉町 大熊町 富岡町 檜葉町 東海村 御前崎市 刈羽村 柏崎市 志賀町 敦賀市 美浜町 おおい町 高浜町 松江市 伊方町 玄海町 薩摩川内市 神恵内村 共和町 岩内町 六ヶ所村 余呉町 西浅井町 高島市

2-7 東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定

資料2-10 廃炉等の安全確保に関する協定

東京電力株式会社福島第一原子力発電所の廃炉等の実施に係る周辺地域の安全確保に関する協定書

福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の事故収束及び廃炉（以下「廃炉等」という。）の取組が安全かつ着実に進められることが、福島への復旧・復興並びに避難者の帰還の大前提である。

これまで原子力行政を担ってきた国は、前面に立ち、世界の英知を結集の上、総力を挙げて廃炉等に取り組む責任がある。

また、事業者である東京電力株式会社は、あらゆる経営資源を投入し、全社を挙げて廃炉等に取り組む責務がある。

発電所の立地県、町である福島県（以下「甲」という。）、双葉町及び大熊町（以下これらを「乙」という。）並びに事業者である東京電力株式会社（以下「丙」という。）は、国の責任のもと、丙が行う廃炉等に向けた取組が安全、着実かつ適時に進められ、周辺地域住民（乙の住民をいう。以下同じ。）の安全確保、敷地境界線量の低減による生活環境の回復を図ることを目的として、次のとおり協定する。

（東京電力の責務及び関係法令等の遵守等）

第1条 丙は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構の支援を得ながら、汚染水対策やトラブルの未然防止にあらゆる手段を用いて対応し、一刻も早く事故を収束するとともに、発電所の廃炉に向けた取組に責任を持ち全社を挙げて安全かつ着実に取り組むものとする。

2 丙は、廃炉等に向けた取組の実施に当たっては、発電所から放出される放射性物質による周辺環境の汚染の防止及び周辺地域住民の安全確保のため、関係法令及び福島第一原子力発電所特定原子力施設に係る実施計画（以下「実施計画」という。）を遵守し、周辺地域の住民や環境に被害を及ぼさないことはもとより、周辺地域住民に不安や心配を生じさせないよう万全の措置を講ずるものとする。

3 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全性及び信頼性のより一層の向上を図るため、廃炉等に向けた取組の実施に必要な施設の設計、製作、施工、運転及び保守の各段階にわたる品質保証活動について、請負企業等を含め積極的に行うとともに、新技術の開発、施設の改善を強力に推進するものとする。

（通報連絡）

第2条 丙は、甲及び乙に対し、安全確保対策等のため必要な事項をその都度通報連絡するものとし、特に、トラブル等の発生時においては、その状況、リスクの程度、復旧等の見通し等を迅速かつ正確に通報連絡するものとする。

2 前項の規定により通報連絡すべき事項及びその方法は、甲、乙及び丙が協議して別に定めるものとする。

(施設の新増設等に対する事前了解)

第3条 丙は、実施計画の変更を伴う施設等の新増設、変更又は廃止をしようとするときは、事前に甲及び乙の了解を得るものとする。

2 甲及び乙は、丙から前項の規定による了解を求められたときは、十分協議するものとする。

(技術検討会の設置)

第4条 甲及び乙は、前条の規定による事前了解に関して技術的視点から安全面を確認するため、甲、乙、学識経験者等で構成する福島県原子力発電所安全確保技術検討会（以下「技術検討会」という。）を設置するものとする。

2 技術検討会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 技術検討会は事前了解に関する事項について、発電所の状況確認を行うことができるものとする。

4 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、技術検討会は丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会による安全確認)

第5条 甲及び乙は、福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会設置要綱（平成24年12月7日付け福島県生活環境部長通知。以下「設置要綱」という。）第1条に規定する福島県原子力発電所の廃炉に関する安全監視協議会（以下「協議会」という。）、設置要綱第6条第1項に規定する労働者安全衛生対策部会（以下「対策部会」という。）及び設置要綱第6条第2項に規定する環境モニタリング評価部会（以下「評価部会」という。）において、発電所の廃炉等に係る安全確保の取組を確認するものとする。

(放射能の測定等)

第6条 甲及び丙は、それぞれ別に定める放射能等測定基本計画（以下「基本計画」という。）に基づいて、発電所周辺の環境放射能等の調査測定を実施するものとする。

2 前項の基本計画には、測定項目、測定の地点、測定の方法等を定めるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、甲又は丙が特に必要と認めたときは、環境放射能等の調査測定をそれぞれ実施することができるものとする。

4 甲及び丙は、第1項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を定期的に評価部会に提出し、評価を経たのち、甲及び丙がそれぞれ公表するものとする。

5 甲又は丙は、第3項の規定に基づき実施した環境放射能等の調査測定結果を速やかに公表するとともに、必要に応じ評価部会に提出するものとする。

(立入調査)

第7条 甲、乙又は協議会は、次に掲げる場合は、発電所への立入調査を行うことができるものとする。

(1) 発電所周辺の環境放射能等に関し、異常な事態が生じた場合

(2) 発電所の廃炉等に向けた取組の実施状況等に関し、特に必要と認めた場合

2 前項の規定に基づき立入調査を行うときは、甲、乙又は協議会は、あらかじめ丙に対し、立

入調査を行う者の氏名、日時及び場所を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(状況確認)

第8条 甲、乙又は協議会は、前条第1項各号に掲げる場合を除き、丙が行う発電所の環境放射能等の測定、廃炉等に向けた取組の実施状況、その他発電所の安全確保に関する事項について、必要に応じて随時、状況確認を行うことができるものとする。

2 前項の規定に基づき状況確認を行うときは、甲、乙又は協議会は、丙にその旨を通知し、丙はこれに立ち会うものとする。

(適切な措置の要求)

第9条 甲、乙又は協議会は、発電所の廃炉等に向けた取組の安全確保のため特別の措置を講ずる必要があると認めるときは、丙に対して、適切な措置を講ずることを、又は、国に対して、丙が適切な措置を講ずるよう指導・監督の徹底を求めるものとする。

2 丙は、前項の規定に基づき甲、乙又は協議会から適切な措置を講ずることを求められたときは、事故炉の廃炉の緊急性に鑑み、速やかにこれに応ずるとともに、講じた措置の内容等について、甲、乙又は協議会に対して、適時報告するものとする。

(立入調査又は状況確認を行う者の選任)

第10条 甲、乙、協議会又は技術検討会は、第7条第1項の規定に基づき立入調査を行う者、第4条第3項及び第8条第1項の規定に基づき状況確認を行う者を甲若しくは乙の職員又は協議会若しくは技術検討会の構成員の中からそれぞれ選任するものとする。

(損害の補償・賠償)

第11条 発電所の廃炉等に向けた取組の実施に起因して周辺地域住民の生命、身体又は財産に損害を与えた場合、丙は、甲又は乙の意見を十分踏まえつつ、原子力損害の賠償に関する法律その他関係法令に基づき、適切に補償又は賠償するものとする。

(情報の公開)

第12条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組の実施内容及びその状況について、甲及び乙に説明し、また、甲及び乙の議会の求めに応じて説明するとともに、周辺地域住民をはじめ県民に対し積極的に説明、情報公開を行い、透明性を確保するものとする。

(原子力防災対策)

第13条 丙は、原子力防災対策の充実強化を図るとともに、甲及び乙が行う原子力防災対策へ積極的に協力するものとする。

(放射性物質の排出抑制及び線量低減)

第14条 丙は、発電所から放出される気体、液体等に含まれる放射性物質濃度について、関係法令等に定めるところにより管理するほか、周辺環境に影響を及ぼさないことを定期的に確認するとともに、敷地内の除染等を行い、敷地境界線量の低減を着実にを行うものとする。

(作業員の安全衛生対策)

第15条 丙は、発電所の廃炉等に向けた取組に携わる人材の安定確保を図るため、作業環境の改善、作業員の健康管理、雇用の適正化等の安全衛生対策について積極的に取り組むとともに、長期的な計画に基づき、人材の育成に取り組むものとする。また、その実施状況等に関して、対策部会に報告するものとする。

(協定の改定)

第16条 この協定に定める各事項につき改定すべき事由が生じたときは、甲、乙及び丙いずれからもその改定を申し出ることができる。この場合において、甲、乙及び丙はそれぞれ誠意をもって協議に心づくものとする。

2 甲又は乙は、前項の規定による改定を申し出るときは、甲、乙相互に十分協議を行うものとする。

(その他)

第17条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、甲、乙及び丙が協議して別に定めることができるものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年1月7日から実施する。

2 福島県、双葉町、大熊町及び東京電力株式会社が昭和51年3月22日に締結した福島第一原子力発電所周辺地域の安全確保に関する協定（以下「旧協定」という。）は、平成27年1月6日限り廃止する。

3 この協定の締結前に旧協定の規定により行われた行為は、この協定の規定に基づく行為とみなす。

この協定締結の証として、本書4通を作成し、当事者記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成27年1月7日

甲 福島県知事 内 堀 雅 雄

乙 双葉町長 伊 澤 史 朗 大熊町長 渡 辺 利 綱

丙 東京電力株式会社 代表執行役社長 廣 瀬 直 己

2-8 福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定

福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書

(趣旨等)

第1条 この協定は、災害等の発生時に、福島県（以下、「県」という。）並びに県内の市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という。）が、災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

2 この協定は、県並びに別表 1 及び 2 に掲げる市町村等の相互間において締結するものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害等」とは、地震、津波、台風等の自然災害及び一般廃棄物処理施設の事故その他緊急事態により一般廃棄物の処理が困難となる事象をいう。

2 この協定において「災害廃棄物等」とは、災害等により生じた一般廃棄物をいう。

3 この協定において「応援」とは、次に掲げる行為をいう。

一 災害廃棄物等の処理に必要な資機材等の提供及びあっせん

二 災害廃棄物等の処理に必要な職員の派遣

三 災害廃棄物等の焼却、破碎等の実施及び処理業者のあっせん

四 前各号に掲げるもののほか、災害廃棄物等の処理に関し必要な行為

(応援要請)

第3条 市町村等は、応援を要請しようとするときは、応援要請書（別記様式第1号）により県に必要な調整を求めるものとする。ただし、応援要請書を提出するいとまがないときは、口頭、電話等により県に必要な調整を求め、その後速やかに応援要請書を県に提出するものとする。

2 県は、応援を要請した市町村等における災害等の状況及び応援要請の内容を踏まえ、県内の市町村等に応援を要請するものとする。

3 前2項の規定は、市町村等が直接他の市町村等に応援を要請することを妨げない。この場合において、応援を要請した市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

4 応援を要請された市町村等は、可能な限りこれに応じ、応援を行うものとする。

(自主的な応援)

第4条 緊急に応援を行う必要があると認めた市町村等は、自主的に応援を行うことができるものとする。この場合において、応援を行う市町村等は、その旨を県に報告するものとする。

(経費負担等)

第5条 応援に要する経費は、原則として、応援を要請した市町村等が負担するものとし、その支払い方法等については、応援を要請した市町村等と応援を行う市町村等の間で協議し、決定するものとする。

- 2 応援を行う市町村等が、第2条第3項第三号の焼却、破碎等を実施した後の残さについては、応援を要請した市町村等が引き取ることを原則とするが、応援を要請する市町村等と応援を行う市町村等の間の協議により、応援を行う市町村等が処理することを妨げない。

(災害廃棄物処理体制の整備及び情報交換)

第6条 市町村等は、災害の発生に備えて一般廃棄物処理施設の能力を確保するとともに、施設の耐震化や浸水対策に努めるものとする。

- 2 市町村等は、平常時から、災害等発生時における応援が円滑に行われるよう、必要な情報を相互に交換するなど、情報の共有に努めるものとする。

(この協定の締結に係る市町村等の同意の方法)

第7条 この協定の締結に係る別表1及び別表2に掲げる市町村等の同意は、県宛ての協定締結に係る同意書(別記様式第2号)に記名押印することにより証するものとする。

- 2 県は、県が記名押印した協定書及び前項の同意書を編綴して協定書本書として保有し、その写しを作成の上、市町村等に配付するものとする。

(地位の承継)

第8条 この協定を締結した市町村の合併、一部事務組合の構成団体である市町村の廃置分合、共同処理する事務の変更等により、当該市町村等の地位を承継した者は、この協定に係る当該市町村等の地位を承継するものとする。

(協議)

第9条 この協定に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、県及び市町村等がその都度協議して定めるものとする。

令和3年6月18日

福島県福島市杉妻町2番16号
福島県知事

内 堀 雅 雄

別表1の県内市町村長及び
別表2の一部事務組合管理者



別表 1

No.	市町村名	No.	市町村名	No.	市町村名
1	福島市	21	檜枝岐村	41	塙町
2	会津若松市	22	只見町	42	鮫川村
3	郡山市	23	南会津町	43	石川町
4	いわき市	24	北塩原村	44	玉川村
5	白河市	25	西会津町	45	平田村
6	須賀川市	26	磐梯町	46	浅川町
7	喜多方市	27	猪苗代町	47	古殿町
8	相馬市	28	会津坂下町	48	三春町
9	二本松市	29	湯川村	49	小野町
10	田村市	30	柳津町	50	広野町
11	南相馬市	31	三島町	51	檜葉町
12	伊達市	32	金山町	52	富岡町
13	本宮市	33	昭和村	53	川内村
14	桑折町	34	会津美里町	54	大熊町
15	国見町	35	西郷村	55	双葉町
16	川俣町	36	泉崎村	56	浪江町
17	大玉村	37	中島村	57	葛尾村
18	鏡石町	38	矢吹町	58	新地町
19	天栄村	39	棚倉町	59	飯館村
20	下郷町	40	矢祭町		

別表 2

No.	一部事務組合名	No.	一部事務組合名
60	川俣方部衛生処理組合	67	白河地方広域市町村圏整備組合
61	伊達地方衛生処理組合	68	喜多方地方広域市町村圏組合
62	須賀川地方保健環境組合	69	安達地方広域行政組合
63	東白衛生組合	70	会津若松地方広域市町村圏整備組合
64	石川地方生活環境施設組合	71	双葉地方広域市町村圏組合
65	田村広域行政組合	72	南会津地方環境衛生組合
66	相馬方部衛生組合		

別記様式第1号

福島県災害廃棄物等処理応援要請書

年 月 日

福島県知事

市町村長等

福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援に関する協定書に基づき、下記のとおり応援の調整を要請します。

記

1 連絡先

- (1) 担当部課
- (2) 連絡先責任者
- (3) 電話
- (4) FAX
- (5) 電子メールアドレス

2 災害廃棄物等に関する状況

(分かる範囲でその概要を記載すること)

3 応援要請内容(例示)

(1) し尿

- ア 仮設トイレの必要な基数、期間、設置場所等
- イ バキューム車の必要な台数、期間、応援場所等
- ウ 他市町村等の処理施設により処理するし尿の量、応援期間等

(2) ごみ

- ア 収集運搬車の必要な種類、台数、期間、応援場所等
- イ 他市町村等の処理施設により処理するごみの種類、数量、応援期間等

(3) その他

必要とする人員、資機材等の種類、数量、応援期間、応援場所等

別記様式第2号

同意書

福島県災害廃棄物等の処理に係る相互応援
に関する協定の締結に同意する。

令和 年 月 日

福島県知事 様

印

2-9 大熊町と株式会社東京エネシスとの避難所指定に関する協定

資料2-8 東京エネシスとの避難所指定に関する協定

大熊町と株式会社東京エネシスとの避難所指定に関する協定書

大熊町（以下「甲」という）株式会社東京エネシス（以下「乙」という）は、次のとおり、避難所機能を備えた企業事務所に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町内大川原地区に乙が設置する事務所を、自然災害発生時や発電所の廃炉措置時のトラブルに備え、甲が避難所として指定し一時帰宅や公益立人等を行っている町民等の安全確保を図るものとする。

（避難所の規模）

第2条 町民等200人を収容でき、3日間滞在できる避難所とする。

（町の役割）

第3条 町は下記のことについて実施する。

- （1）企業事務所を避難場所とする旨の町民等への周知
- （2）非常食等の配備および管理
- （3）防災無線を使用した企業事務所への避難誘導
- （4）企業事務所に避難させた町民等への避難指示
- （5）企業事務所を利用した防災訓練の実施
- （6）関係機関との連携 等
- （7）避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安否確認及び情報伝達

（東京エネシスの役割）

第4条 東京エネシスは、避難所として以下の（1）～（6）の機能を備えた事務所を整備する。

また、（7）～（8）に示すことについて実施する。

- （1）建築基準法に基づく十分な耐震性を備えた事務所を設置するとともに、バリアフリー構造とする。
- （2）放射性物質を遮断するための換気設備
- （3）災害発生時の停電を考慮した非常用発電設備
- （4）原子力災害を想定したスクリーニング機材等の配備
- （5）町が配備する非常食などを保管する備品倉庫
- （6）避難者が滞在するための照明、トイレ、空調等のユーティリティ設備
- （7）別の避難所等への避難指示が出された場合の移送用バスなどの運用
- （8）その他
 - ・避難者名簿作成、避難者誘導及びスクリーニングなど避難者に対する支援を行う。

- ・町が実施する防災訓練に協力する。
- ・発電機など非常用設備については適切に維持管理を行う。
- ・営業時間外に避難場所として使用する場合に備え、鍵（1本）を甲に貸与する。

(営業時間外の対応)

第5条 乙の営業時間外に避難場所として使用しなければならない事象が発生した時は、甲は当該事務所を避難所として使用することができる。この時、乙は発電機の運転など避難所開設に必要な支援を速やかに行う。

(有効期間及び協定解除等)

第6条 本協定は大熊町の復興において必要欠くべからざるもので、甲による避難所の整備が完了するまでの間は有効とする。本協定の解除については、甲及び乙の協議によるものとする。なお、第3条及び第4条のそれぞれの役割については、両者協議の上、随時見直し可能とする。

(緊急連絡体制)

第7条 甲及び乙は、緊急時に円滑かつ緊密に連絡できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

(損害賠償)

第8条 甲が当該事務所を避難所として使用した際、施設又は設備を損傷したときは、乙の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成28年9月7日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野634

大熊町長

乙 東京都中央区茅場町1丁目3番1号

株式会社東京エネシス 代表取締役社長

2-10 大熊町と東京パワーテクノロジー株式会社との避難所指定に関する協定

資料2-9 東京パワーテクノロジーとの避難所指定に関する協定

大熊町と東京パワーテクノロジー株式会社との避難所指定に関する協定書

大熊町（以下「甲」という）東京パワーテクノロジー株式会社（以下「乙」という）は、次のとおり、避難所機能を備えた企業事務所に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、町内大川原地区に乙が設置する事務所を、自然災害発生時や発電所の廃炉措置時のトラブルに備え、甲が避難所として指定し一時帰宅や公益立入等を行っている町民等の安全確保を図るものとする。

（避難所の規模）

第2条 町民等200人を収容でき、3日間滞在できる避難所とする。

（町の役割）

第3条 町は下記のことについて実施する。

- (1) 企業事務所を避難場所とする旨の町民等への周知
- (2) 非常食等の配備および管理
- (3) 防災無線を使用した企業事務所への避難誘導
- (4) 企業事務所に避難させた町民等への避難指示
- (5) 企業事務所を利用した防災訓練の実施
- (6) 関係機関との連携 等
- (7) 避難行動要支援者（高齢者、障害者等）の安否確認及び情報伝達

（東京パワーテクノロジーの役割）

第4条 東京パワーテクノロジーは、避難所として以下の(1)～(6)の機能を備えた事務所を整備する。また、(7)～(8)に示すことについて実施する。

- (1) 建築基準法に基づく十分な耐震性を備えた事務所を設置するとともに、バリアフリー構造とする。
- (2) 放射性物質を遮断するための換気設備
- (3) 災害発生時の停電を考慮した非常用発電設備
- (4) 原子力災害を想定したスクリーニング機材等の配備
- (5) 町が配備する非常食などを保管する備品倉庫
- (6) 避難者が滞在するための照明、トイレ、空調等のユーティリティ設備
- (7) 別の避難所等への避難指示が出された場合の移送用バスなどの運用
- (8) その他

- ・避難者名簿作成、避難者誘導及びスクリーニングなど避難者に対する支援を行う。
- ・町が実施する防災訓練に協力する。
- ・発電機など非常用設備については適切に維持管理を行う。
- ・営業時間外に避難場所として使用する場合に備え、事務所及び倉庫の鍵を甲に貸与するか又は解錠の手段を甲に伝達する。

(営業時間外の対応)

第5条 乙の営業時間外に避難場所として使用しなければならない事象が発生した時は、甲は当該事務所を避難所として使用することができる。この時、乙は発電機の運転など避難所開設に必要な支援を速やかに行う。

(有効期間及び協定解除等)

第6条 本協定は大熊町の復興において必要欠くべからざるもので、甲による避難所の整備が完了するまでの間は有効とする。本協定の解除については、甲及び乙の協議によるものとする。なお、第3条及び第4条のそれぞれの役割については、両者協議の上、随時見直し可能とする。

(緊急連絡体制)

第7条 甲及び乙は、緊急時に円滑かつ緊密に連絡できるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

(損害賠償)

第8条 甲が当該事務所を避難所として使用した際、施設又は設備を損傷したときは、乙の指示するところに従い、その損害を賠償し、又はこれを原状に回復しなければならない。

(その他)

第9条 本協定に定めのない事項または本協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成29年4月27日

甲 福島県双葉郡大熊町大字下野上宇大野634

大熊町長

乙 東京都江東区豊洲五丁目5番13号

東京パワーテクノロジー株式会社 代表取締役社長

2-11 大熊町内郵便局・大熊町災害時相互協力覚書

資料 2-11 郵便局との協力覚書

大熊町内郵便局・大熊町災害時相互協力覚書

大熊町内の郵便局（以下「甲」という）及び大熊町（以下「乙」という）は、災害時における相互の協力について、つぎのとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大熊町内に発生した、地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 甲及び乙は大熊町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合には、それぞれその円滑な実施を図り、災害対策の効果的な推進に向けた協力を努めるものとする。

（1）甲が実施する事項

ア 災害救助法適用時における郵便、為替預金及び簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事務取扱及び援護対策

イ 必要に応じ、避難所に臨時に郵便差出箱の設置

（2）甲及び乙が実施する事項

必要に応じ、甲又は乙が収集した被災町民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供

2 甲及び乙は大熊町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（1）甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供

（2）乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（3）前2号以外の事項で協力できる事項

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、極力これに応じ協力を努めるものとする。

（職員の派遣）

第5条 甲は大熊町災害対策本部に職員を派遣することができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 甲は大熊町若しくは各地域の行う防災訓練等に参加し、防災に関する相互の連絡調整に努めるものとする。

(情報の交換)

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては大熊郵便局長、乙においては大熊町長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成10年11月20日

記名押印〔略〕